

資料

No.2

Ⅱ 適用・給付関係資料

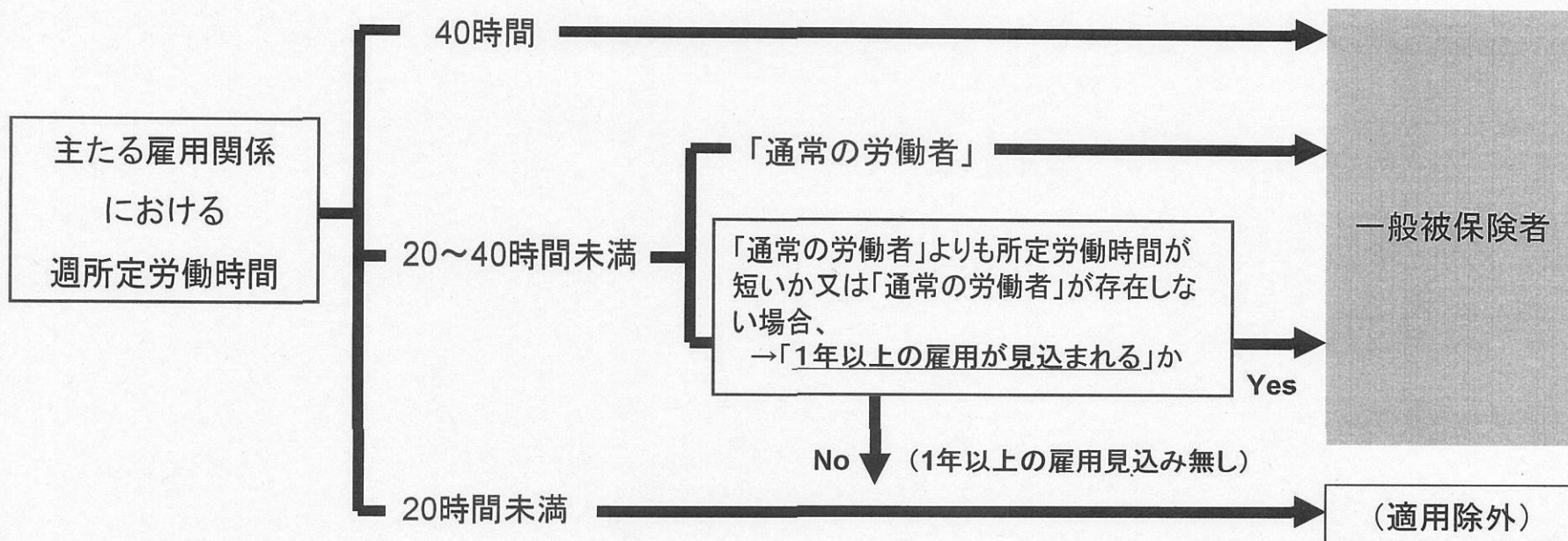
雇用保険被保険者数の推移

	一般被保険者		高年齢継続被保険者		短期雇用特例被保険者		日雇労働被保険者	
	人	前年度比 %	人	前年度比 %	人	前年度比 %	人	前年度比 %
平成10年度	33,317,528	△ 0.5	646,854	△ 1.0	230,947	△ 5.3	49,572	△ 3.3
平成11年度	33,052,958	△ 0.8	628,609	△ 2.8	219,976	△ 4.8	47,407	△ 4.4
平成12年度	33,063,068	0.0	632,178	0.6	209,758	△ 4.6	45,823	△ 3.3
平成13年度	33,277,464	0.6	637,143	0.8	196,068	△ 6.5	43,445	△ 5.2
平成14年度	33,143,535	△ 0.4	633,214	△ 0.6	185,116	△ 5.6	39,103	△ 10.0
平成15年度	33,327,589	0.6	630,572	△ 0.4	173,650	△ 6.2	35,987	△ 8.0
平成16年度	33,891,135	1.7	640,208	1.5	162,992	△ 6.1	33,337	△ 7.4
平成17年度	34,464,199	1.7	681,532	6.5	150,620	△ 7.6	29,770	△ 10.7
平成18年度	35,247,797	2.3	749,582	10.0	140,787	△ 6.5	26,178	△ 12.1
平成19年度	36,164,864	2.6	829,458	10.7	133,944	△ 4.9	24,638	△ 5.9

(注1) 数値は年度間月平均値である。

(注2) 日雇労働被保険者については、日雇労働被保険者手帳交付数から推計したものである。

雇用保険の適用基準（一般被保険者）



(注)1. 日雇労働者及び季節労働者(短期雇用特例被保険者)には、それぞれ特別の被保険者資格を設けている。

〈 適用除外 〉

- ① 65歳に達した日以後に新たに雇用される者
- ② 短時間労働者であって、季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者(日雇労働被保険者に該当する者を除く。)
- ③ 日雇労働者であって、適用区域に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
- ④ 4ヵ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
- ⑤ 船員保険の被保険者
- ⑥ 国、都道府県、市町村等に正規職員として雇用される者

失業給付（基本手当）の概要

基本手当の概要

一般被保険者が失業（*1）した場合において、離職の日前2年間に被保険者であった期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職の場合は、離職の日前1年間に被保険者であった期間が6月以上ある場合にも）、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給（*2）される。

*1) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第4条第2項）

*2) なお、自己都合離職者（正当な理由による自己都合離職者を除く。）又は重責解雇による離職者については、3か月間の給付制限がある。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日となっている。

給付日数（原則）

(イ) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日	
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	

(ロ) 一般の離職者（(ハ)を除く）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	—	90日	90日	120日	150日
全年齢	—	90日	90日	120日	150日	

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	150日	300日			
45歳未満	150日	300日				
45歳以上65歳未満		360日				

受給者実人員の推移

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		(前年比)
平成15年度	839,487	(△ 19.9)
平成16年度	682,046	(△ 18.8)
平成17年度	627,837	(△ 7.9)
平成18年度	583,255	(△ 7.1)
平成19年度	566,666	(△ 2.8)
平成19年 4月	514,063	(△ 5.5)
5月	595,931	(0.2)
6月	586,434	(△ 5.5)
7月	618,864	(△ 1.7)
8月	636,917	(△ 4.4)
9月	590,791	(△ 3.3)
10月	599,148	(△ 0.8)
11月	563,907	(△ 2.7)
12月	534,954	(△ 2.1)
平成20年 1月	542,277	(△ 0.7)
2月	518,182	(△ 2.6)
3月	498,526	(△ 4.8)
4月	500,496	(△ 2.6)
5月	552,045	(△ 7.4)
6月	568,164	(△ 3.1)
7月	607,559	(△ 1.8)
8月	601,220	(△ 5.6)
9月	606,114	(2.6)

(注) 各年度の受給者実人員の数値は年度間月平均値である。

育児休業給付の概要

1 趣旨

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために育児休業給付を支給。

2 具体的内容

(1) 支給対象事由

労働者が1歳（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については1歳6か月）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給する。

(2) 支給要件

雇用保険の被保険者が、育児休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あること。

(3) 給付額

休業開始前賃金の40%に相当する額

※ 育児休業期間中に休業開始前賃金の30%相当額を支給（育児休業基本給付金）し、職場復帰後引き続き6か月間雇用された後に賃金の10%相当額（*下記3参照）を支給（育児休業者職場復帰給付金）。

(4) 国庫負担率

給付額の1/8

※ ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%とされている。

3 改正後の内容（平成19年10月1日施行）

育児休業者職場復帰給付金の給付率は、平成19年3月31日以降に職場復帰した者から平成22年3月31日までに育児休業を開始した者について暫定的に20%に引き上げられ、全体の給付率は暫定的に休業開始前賃金の50%に相当する額となる。

<参考:これまでの改正>

※1 育児休業給付の創設:平成7年4月1日施行

※2 平成13年1月1日から給付率 25% → 40%に引上げ

(育児休業基本給付金 20%→30%、育児休業者職場復帰給付金 5%→10%)

※3 平成17年4月1日から給付期間の延長:養育する子が1歳まで → 一定の場合には1歳6か月まで

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

平成十九年四月十日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一〇三（略）

四、育児休業給付の給付率の引上げについては、今後、暫定措置期間が終了する平成二十二年度以降の継続について、その在り方（育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金の在り方を含む。）を検討するとともに、育児休業給付を受けた期間を、基本手当の算定基礎期間から除外することについて、周知・徹底に努めること。また、育児休業については、取得率が低い中小企業に対し、雇用安定事業の助成金制度を活用するなど、取得促進のための対策を充実強化すること。

五〇八（略）

右決議する。